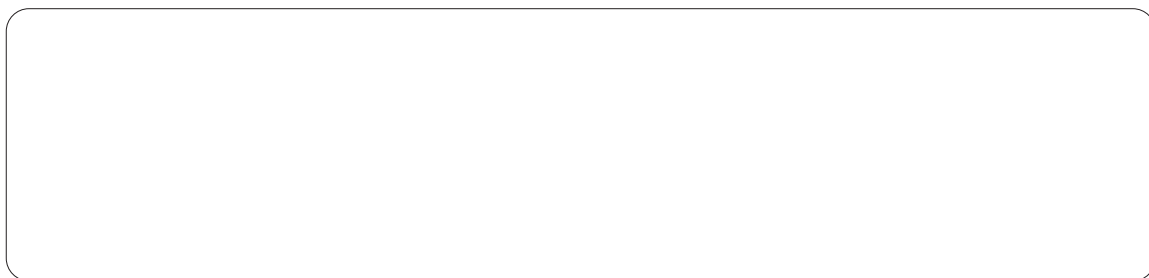


CLAIR REPORT No.278



Council of Local Authorities
for International Relations

CLAIR REPORT

CLAIR REPORT



102-0083

1-7

()

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

英国の地方政府会計制度詳解

— 経常会計と資本会計の改革の実態 —

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 278 (Dec 27, 2005)

財団法人自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

目 次

はじめに

第 1 章 地方政府会計改革の経緯	1
第 2 章 経常歳入会計の仕組みと動向	3
1 英国の地方政府会計の構造	3
2 経常歳入会計支出の定義	4
3 経常歳入会計支出における地方税額算出の仕組み	6
(1) 国家予算の構造と政府間財政関係	7
(2) 歳入援助交付金と地方税額の決定	7
4 各名称と補助金区分の変更	10
5 歳入援助交付金(RSG)改革	11
(1) CTSS の引き上げ	11
(2) SSA/FSS の改正と引き上げ	14
(3) FSS における算定公式の改革	17
6 非居住用資産レイト(NNDR)	21
(1) NNDR の仕組み	21
(2) ビジネス開発特区(BID)と NNDR	24
7 カウンシル税改革に関する検討	25
(1) カウンシル税の仕組み	25
(2) カウンシル税改革に向けた動き	26
8 地方政府の財務会計制度	27
(1) 会計書類と提出	28
(2) 地方政府会計のフレームワーク	29
第 3 章 資本金の動向	30
1 資本金制度の確立の歴史と改革の経緯	30
(1) 1989 年改革までの資本金制度	30
(2) 労働党政権による資本金統制制度の改革	31
2 資本支出の意義	31
3 資本支出の規模と推移	32
4 資本金の改革の推移	32
5 1989 年地方団体・住宅法による資本金改革	33
(1) 1989 年法以前の資本支出統制と問題点	33
(2) 1989 年法による資本金改革	34
① 起債方式による資本支出財源の明確化	34
② 起債許可による資本支出財源の配分	35
③ 起債上限額設定による未払借入金額の上限規制	36

④ 総債務限度額(Aggregate Credit Limit)による短期借入金も含む 債務総額の統制	37
6 2002年度の導入の資本会計改革－単一資本資金制度	37
(1) Single Capital Pot(単一資本資金制度)導入の経緯と考え方	37
(2) 単一資本資金制度の運用	39
① 裁量部分の政府評価の方法	40
② 資本戦略の意義と性格	40
③ 資本戦略の内容	41
④ 資本戦略の評価基準	41
⑤ 資産管理計画(AMP)の意義と性格	43
⑥ 資産管理計画に記載される事項	43
⑦ 資産管理計画の評価	44
⑧ 資産管理計画に記載される資産業績指標(property Performance Indicators. pPIs)	47
(3) 単一資本資金制度の運用の実態	50
(4) 単一資本資金制度の評価	51
7 2004年度導入の資本会計制度	51
(1) 自主決定制度と財政自主権	52
(2) 自主決定指標(Prudential Indicators)	52
(3) 財政の健全性(affordability)に関する自主決定指標	53
(4) 余裕度に関する自主決定指標	55
(5) 資本財源所要額(capital financing requirement)	55
(6) 財政の持続可能性(資本支出、外部債務と出納業務)に関する自主決定指標	57
ア. 資本支出に関する自主決定指標	57
イ. 外部債務に関する自主決定指標	57
ウ. 出納業務に関する自主決定指標	58
8 自主決定方式運用の実例	59

はじめに

当協会では各海外事務所において、海外の地方自治制度や地方行政に関わる各個別政策等を調査研究し、その結果を各種刊行物として日本の各地方公共団体や地方自治関係者に紹介している。英国の地方自治制度については、平成15年1月に「英国の地方自治」の改訂版を刊行し、英国の最新の情勢について紹介したところである。

英国では1997年のブレア労働党政権の成立後、地方分権が積極的に推し進められ、地方財政制度の面においても様々な改革が行われてきているが、その理念はサッチャー、メージャーの保守党政権を継承しているものも多い。

こうした中、英国の地方財政制度の枠組みや保守党政権以降の政策の推移を俯瞰し、ベスト・バリュースから包括的行政評価制度（CPA）に至るまでの地方政府改革の流れを紹介するため、英国の地方行政財政制度に造詣の深い関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科の稲澤克祐助教授に「英国の地方財政改革の系譜」を執筆いただいたところであるが、本書は英国の地方政府会計の制度についてさらに理解を深めるため、同書を補完するものとして稲澤助教授に執筆をお願いしたものである。稲澤先生には多大なる御尽力をいただき、改めて感謝を申し上げたい。

最後に、本書が地方自治体関係者や英国の地方自治に関心を持つ方々に御活用いただけることを願ってやまない。

平成17年12月

財団法人自治体国際化協会 ロンドン事務所長

第1章 地方政府会計改革の経緯

本章では、マニフェストを起点として、白書(white paper)と緑書(green paper)、その他の政府文書などを手がかりに、地方財政度に関する改革提案がいかに具現化されていくかを俯瞰する。

英国では、マニフェスト(manifesto; 政権公約)を掲げて政権の座に就いた政党は、マニフェストの実現に全力を尽くすと言っても過言ではない。政権奪取を目指して、若き党首トニー・ブレアが率いる労働党が1997年に掲げたマニフェストでは、地方政府会計改革について、以下の4点が盛り込まれていた(図表1-1)。

図表1-1 1997年労働党マニフェストに掲げられた地方政府会計改革事項

- ① 普遍的歳出制限(crude and universal capping. 以下「キャッピング」という)を廃止する。しかし、歳出制限に関する権限は留保する。
- ② ビジネス・レイトを自治体の自主財源に戻すことを検討する。検討にあたっては、産業界の意見を重視する。
- ③ 補助金制度の運用を見直す。
- ④ 強制競争入札を廃止する。

1997年5月の総選挙に勝利した労働党は、地方政府改革の一環として、全般的な地方財政改革に着手することを宣言し、改革に着手した。

改革の進め方について一般的な例では、まず、緑書(green paper)を発行して、改革方針を世に問う。緑書では、複数の改革案を示すこともある。期限を設けて、広く国民から意見を収集して、その意見をもとにして政府内で議論を行い、政府の改革案が決定され、白書(White paper)となって公表される。白書に盛り込まれた事項は、順を追って、法案化(Bill)されていくことになる。

こうした流れが政策立案の一般的な姿であるが、白書で提示した事項をさらに深めるために政府内で調査検討を行い、再度、個別事項ごとに緑書を発行して意見を聴取することもある。地方財政制度改革は、労働党政権にとって大きな課題であり、また、問題も山積していたため、いくつかの緑書と白書が提出されている。その結実が、2003年地方自治法(Local Government Act 2003)であり、1997年の労働党マニフェストから数えると約6年の年月を要していると言える。その6年間の流れをまとめたのが、図表1-2である。

なお、マニフェストで宣言された強制競争入札(Compulsory Competitive Tendering; CCT)の廃止は、地方財政制度の観点から見れば、調達方法の改革になる。が、政府が代替案として提案したのは、ベストバリューという自治体ガバナンスの変革まで含む包括的改革である。

図表 1 - 2 地方財政改革に関する政府関係文書等にみる改革の経緯

時期	地方財政改革関係文書等
1997年4月	労働党マニフェスト
1998年3月	地方財政制度改革に関する協議書3部作
1998年4月	緑書『地方政府の刷新』発行
[1998年4月	ベストバリューの試行団体を公募。2年間の試行を開始]
1998年7月	白書『地方政府の刷新—住民と手を携えて』発行
1998年7月	標準支出査定額(SSA)算定式を3年間(1999~2001年度)凍結することを宣言
1999年初頭	国家公務員と地方公務員による歳入援助交付金(RSG)に関するワーキング・グループの立ち上げ
1999年初頭	環境・交通・地域省(DETR)文書により、歳入援助交付金見直しのフレームを公表
1999年初頭	1999年度予算編成から普遍的キャッピングを廃止
[2000年初頭	強制競争入札(CCT)を廃止]
[2000年4月	ベストバリュー制度の導入]
1999年11月	新資本財政制度(単一資本資金: Single Capital Pot)に関する協議書発行
2000年3月	中央地方政府パートナーシップ政策文書(The Central Local Partnership(CLP)paper)『経常歳入補助金配分見直し—地方自治体への補助金配分方法の向上』
2000年4月	新資本財政制度(単一資本資金)の試行を開始
2000年9月	緑書『地方政府の刷新』を発行
2001年3月	緑書『地方政府の刷新』に対する意見を公開
2001年6月	総選挙: 労働党マニフェスト
2001年7月	地方公共サービス合意(Local Public Service Agreements; Local PSAs)の試行開始
2001年7月	標準支出査定額(SSA)算定式凍結をさらに2003年度まで延長を決定
2001年12月	白書『地域リーダーシップの強化と公共サービスの高品質化』発行
2002年4月	新資本財政制度(単一資本基金)の開始
[2002年4月	包括的業績評価制度が一部自治体に摘要]
2002年6月	2003年地方自治法案(Local Government Bill)の公表
2002年7月	標準支出査定額(SSA)算定式案と新補助金制度案に関する協議書発行
2002年12月	2003年度地方財政対策に関する政府案を含む協議書発行
2003年6月	2003年地方自治法(Local Government Act 2003)成立
2003年12月	公式支出配分額による歳入援助交付金の配分
2004年4月	新制度による資本支出統制の開始

(注) [] 内は、地方財政制度改革に直接関係はしないが、自治体経営改革のフレームから地方財政制度改革に関連性がある改革として挿入したものである。

第2章 経常歳入会計の仕組みと動向

本章では、英国の地方政府会計の中で、経常歳入会計(Revenue Account)について、その改革を整理する。

第1節では、第2節以降の制度改革の説明の準備として、日本とは異なり、複式簿記・複会計制度(経常歳入会計と資本会計)、完全発生主義を採用している英国の自治体会計について、その構造を解説する。

第2節では、経常歳入会計に関する用語の定義を行い、各数値間の関係を算式と実数値で示す。

第3節では、英国の地方税の決定過程について、国家予算との関係からマクロ的に説明する。この説明の中で、今般の経常歳入会計の焦点となった歳入援助交付金(Revenue Support Grant; RSG. 以下「RSG」という)と標準支出査定額(Standard Spending Assessment; SSA. 以下「SSA」という)の仕組みについて説明する。

第4節では、長らく使われてきた SSA と関連用語の変更が、今般の改革に併せて行われたため、その変更点と、合わせて、政府補助金区分の変更を整理する。

第5節は、本章の中心部である RSG 改革を、①CTSS の引き上げ、②SSA(FSS)の引き上げ、③FSS における算定公式の改革の3点から説明する。

第6節では、今回は改革の対象にはならなかった NNDR(非居住用資産レイト)について、政府の見解を整理し、ビジネス改革特区(BIDs)との関連を説明する。

第7節では、やはり今回の改革の対象にならなかったカウンシル税に関する政府の見解を整理する。

第8節では、地方政府の会計制度の現状について簡単に整理する。

1 英国の地方政府会計の構造

英国の自治体会計制度の特徴は、次の3点に集約される。

- ①経常歳入会計支出(revenue expenditure)と資本会計支出(capital expenditure)とを峻別する複会計制度を採用していること
- ②公営住宅経常歳入会計(Housing Revenue Account; HRA)とその他の会計との間に繰入・繰出を禁じていること
- ③複式簿記・完全発生主義を採用していること

経常歳入会計支出と資本会計支出の計上費目を明確に区別する複会計制度であるということは、これらが属する両会計間の繰入や繰出を禁止しているわけではない。実際、後述するように、資本会計における収入には、経常歳入会計からの繰入があるし、経常歳入会計において元利償還支出を計上することで、支出においても連動はしている。

一方で、公営住宅会計と、それ以外の会計の間には、明確に繰入・繰出が法律で規定されている。これは、公営住宅の家賃を引き下げるために経常歳入会計から繰入をしたり、

経常歳入会計における収支不足を補うために公営住宅の家賃を引き上げて、同会計から経常歳入会計に繰出を行ったりするようなことを避けるためである¹。

これらの会計の規模は、以下の図表 2-1 のとおりである。日本の地方財政との比較から見た特徴としては、経常歳入会計の規模が資本会計の規模の 10 倍以上となっていること、その経常歳入会計においては人件費の占める割合が 40%を超えていることから、全支出に占める人件費率が極めて高いことなどである。

図表 2-1 英国の地方財政規模の推移〔各会計別〕

単位：百万ポンド

項 目	1998	1999	2000	2001
経常歳入会計(Revenue Expenditure)経常支出				
人件費	32,524	35,737	38,191	41,297
ランニング・コスト(物件費・補助費など)	34,872	35,172	36,379	38,635
ダブル・カウント(控除項目)	-994	-1,162	-877	-890
住宅経常歳入会計(Housing revenue account)経常支出	4,356	4,273	4,558	4,088
収益事業会計経常支出(Trading services revenue account)	3,168	3,083	2,909	2,922
経常歳入会計支出総合計 (Total revenue account expenditure)	74,707	77,801	81,835	87,760
資本会計(Capital account)				
公営住宅分以外	4,830	5,038	6,081	6,412
公営住宅分	1,660	1,570	1,816	3,110
収益事業分	140	304	212	219
資本支出総合計(Total capital expenditure)	6,630	6,912	8,109	9,741
経常支出分のうち資本化された支出	94	111	235	293
総支出額(Total Gross Expenditure)	81,431	84,824	90,179	97,794

(出所)ODPM(2003)Local Government Financial Statistics England No.14 2003. p30. Table 1.6b

2 経常歳入会計支出の定義

前節では、「revenue expenditure」の訳語として、一般的に資本支出と対置する場合に用いる「経常支出」ではなく、「経常歳入支出」を用いている。これは、経常支出(current expenditure)が経常歳入会計の構成要素だからである。まず、経常歳入支出とは、どのように理解すればよいかを、用語の整理を行うことで、確認していく。

経常歳入支出には、以下に示すように、いくつかの概念が存在し、これらを総称したものである。それぞれの意義をまとめておく。

¹繰入・繰出を禁ずるということは、次の公営住宅経常歳入会計とその他会計間のことであり、この場合、「ring-fenced」という用語で示されるものである。

①「**経常歳入会計支出合計額(Total Revenue Expenditure. TRE)**」:

地方公共サービスにかかる全支出額から使用料・手数料収入額を控除した額である。「経常歳入(revenue)」という言葉からわかるように、毎年度、経常的に見込める収入を充当する支出を指すものである。

②「**総経常歳入会計支出額(Gross Revenue Expenditure. GRE)**」:

上記の経常歳入支出合計額から、利子配当収入額を控除した数値である。

③「**経常歳入会計支出額(Revenue Expenditure)**」:

上記の総経常歳入支出額から、外部援助財源(Aggregate External Finance. 以下、「AEF」と言う)に属さない特定補助金(「AEF外補助金」と言う)額を控除した数値であり、この数値が、地方税額の算出において基本となるものである。AEF外補助金に含まれるものとしては、義務的奨学金支出補助金などがある。

なお、AEF内補助金とは、自治体の自主財源では、サービス提供にかかる支出を賄うことができない部分について、中央政府から交付される補助金・交付金の総称である。主なものとして、一般補助金であるRSG²とNNDR³、外部支援財源としての特定補助金(「AEF内特定補助金」と言う)である。すなわち、自治体の所管事務に対して、中央政府が交付する補助金である。これに対して、AEF外特定補助金とは、国の所管事務を自治体が国の機関として執行する場合に、その財源を国が交付する補助金を指している。

したがって、経常歳入会計支出額とは、「自治体の所管事項にかかる支出額について、経常収入が充当される額」と定義する。なお、経常歳入会計支出額の構成を簡単に整理すれば、以下のようになる。

【経常歳入支出額(Revenue Expenditure)の構成】

- 教育、福祉、環境保護など、自治体の所管事項のうち、公営住宅を除く事項にかかる経常的な経費(current expenditure)
- 元利償還費用(公営住宅分を除く)
- 資本会計への繰出金(公営住宅分を除く)

④「**純経常歳入会計支出額(Net Revenue Expenditure. NRE)**」:

上記の経常歳入会計支出額から、AEF内特定補助金額を控除した数値である。上記の説明を敷衍すれば、純経常歳入会計支出額とは、地方税と一般補助金、すなわち、一般財源を充当して執行する自治体の所管事務にかかる支出額と言えるだろう。この数値から、地方税額が算出されることになる。

以上の関係をまとめると、次のとおりである(図表2-2)。

² 日本の地方交付税に相当する。その考え方と配分方法については、後述する。

³ 日本の地方譲与税に相当する。その考え方と配分方法については、後述する。

図表 2-2 経常歳入会計支出額の関係

経常歳入会計支出合計額(Total Revenue Expenditure. TRE)	
- 利子配当収入充当額	
=	総経常歳入会計支出額(Gross Revenue Expenditure. GRE)
- AEF 外特定補助金	
=	経常歳入会計支出額(Revenue Expenditure)
- AEF 内特定補助金	
=	純経常歳入会計支出額(Net Revenue Expenditure. NRE)
財源内訳 :	歳入援助交付金(RSG)
	+
	非居住用資産レイト(NNDR)
	+
	地方税
	+
	その他経常財源(基金繰入金など)
支出内訳 :	経常経費
	+
	元利償還費用
	+
	資本会計への繰出金

イングランドとウェールズについて、総経常歳入支出額、経常歳入支出額、純経常歳入支出額の関係と、その財源内訳を示すと、図表 2-3 のとおりである。

図表 2-3 総経常歳入会計支出額(GRE)等の関係とその財源内訳

事 項	イングランド		ウェールズ	
	金額 (百万ポンド)	割合 (%)	金額 (百万ポンド)	割合 (%)
総経常歳入会計支出額(GRE)①	83,272.8	100.0	5,272.2	100.0
AEF 外特定補助金②	10,799.2	13.0	782.2	14.8
経常歳入会計支出額③(①-②)	72,473.6	87.0	4,490.0	85.2
AEF 内特定補助金④	9,187.1	11.0	193.4	3.7
純経常歳入会計支出額⑤(③-④)	63,286.5	76.0	4,299.6	81.5
財源内訳 : 歳入援助交付金(RSG)	24,214.8	29.1	2,533.4	48.1
警察補助金	4,078.8	4.9	209.2	4.0
非居住用資産レイト(NNDR)	15,610.7	18.7	660.0	12.5
基金繰入金	270.2	0.3	33.0	0.6
その他	165.7	0.2	3.0	0.1
地方税	18,946.3	22.8	861.0	16.3
合 計(②+④+⑤ ; ①と一致)	83,272.8	100.0	5,272.2	100.0

(出所)CIPFA(2004)Finance & General Statistics 2003-2004 から作成

3 経常歳入会計支出における地方税額算出の仕組み

上述したように、純経常歳入会計支出額から、地方税額が求められている。本 1 節では、地方税額算出の仕組みを説明することで、歳入援助交付金などの AEF 内特定補助金を通

じた政府間財政関係について説明する。なお、2003年度の地方自治法改正によって、いくつかの用語が変更されているので、次節で説明する。

(1) 国家予算の構造と政府間財政関係

英国の国家予算は、単年度予算よりも中期的財政計画を重視し、また、中央政府だけの予算よりも、地方政府を含めた一般政府の支出としての公共支出を重視している。現行の公共支出は、省庁ごとに、合計管理支出額(Total Managed Expenditure, TME)と呼ばれる数値で表されている。合計管理支出額は、さらに、省庁支出限度額(Departmental Expenditure Limits, DEL)と年次管理支出額(Annually Managed Expenditure, AME)に分けられる。それぞれの用語をまとめると、図表2-4以下のとおりである。

図表2-4 省庁支出限度額(DEL)と年次管理支出額(AME)

合計管理支出額(TME) = 省庁管理支出額(DEL) + 年次管理支出額(AME)
省庁管理支出額(DEL) : 中央政府の省庁ごとの支出額見込み(通常3年間)
年次管理支出額(AME) : 年次ごとに支出を管理する事項の見込額。DELと異なり、中央省庁による統制が及ばないか、及びづらい事項に関する見込額。例としては、経済循環に影響される社会保障手当があり、そのほかに、地方自治体自主財源充当支出額(Local Authority Self-Financed Expenditure, LASFE.)公営住宅歳入会計補助金、共通農業政策費、年金支出額、中央政府元利償還費、宝くじ収益充当支出など。

先に述べた AEF 内特定補助金、AEF 外特定補助金は、ともに、DEL の項目であり、その太宗である歳入援助交付金と非居住用資産レイトの規模は、DEL の規模とともに決定されることになる。図表2-5に示すのは、経常歳入支出会計に関して制度改革のあった2003年度の国家予算が含まれる2002年度包括的歳出見直し(Spending Review 2002)における公共支出の見込みである。

図表2-5 英国の公共支出の推移と見込

単位：10億ポンド

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
省庁支出限度額(DEL)	170.8	178.3	192.4	211.8	229.5	249.0
うち DTLR の地方政府関係支出	32.7	34.2	35.3	37.0	37.6	40.4
DTLR 自体の支出	8.4	9.1	9.6	10.9	13.6	15.5
年次管理支出額(AME)	162.4	166.1	174.8	180.3	188.9	205.5
うち地方政府自主財源充当支出額	15.4	17.1	16.7	17.7	18.8	20.1
合計管理支出額(TME)	333.3	344.3	367.2	392.1	418.4	454.6

(出所)HM Treasury(2003). Public Expenditure Statistical Analysis 2003

(2) 歳入援助交付金と地方税額の決定

地方自治体の経常歳入会計支出額に大きな影響を与えるのは、歳入援助交付金と非居住用資産レイトに加えて、合計標準支出額(Total Standard Spending, TSS)と言われる数値

である。この数値は、標準支出査定額(Standard Spending Assessment。以下「SSA」という)と AEF 内特定補助金の数値の合計である。すなわち、

$$\text{合計標準支出額(TSS)} = \text{AEF 内特定補助金} + \text{SSA}$$

となる。

SSA とは、教育費、社会福祉費、警察費、消防費、道路維持費、環境・防災・文化費(Environmental, Protective and Cultural Services. EPCS)、元利償還費の7つのブロックごとに理論計算を行うことによって求められる数値である。ここで、理論計算とは、「標準的なサービスを執行するのに必要な経費を、人口や面積、児童数などといった客観的な統計数値を基礎として人口密度や低所得世帯数などの自治体ごとの特殊要因などを勘案する補正を行って求めること」である。

さらに、SSA を財源から見ると、SSA には、RSG と NNDR、および、「理論的地方税収」の合計額に等しいという恒等式がある。ここで、「理論的地方税収」とは、「標準的なサービスをするのに必要な一般財源のうち、RSG と NNDR を控除した財源」と位置づけられるものである。以上の関係を式で示すと、以下のとおりである(図表 2-6)。

図表 2-6 SSA,RSG,NNDR と理論的地方税収との関係

$$\text{標準支出査定額(SSA)} = \text{歳入援助交付金(RSG)} + \text{非居住用資産レイト(NNDR)} \\ + \text{理論的地方税収}$$

さらに、理論的地方税収は、次のように考えることができる(図表 2-7)。その計算式は単純ではあるが、日本の基準財政収入額算定と原理は同じであろう。

図表 2-7 理論的地方税収と標準支出カウンスル税額、課税標準との関係

$$\text{理論的地方税収} = \text{標準支出カウンスル税額(Council Tax for Standard Spending. CTSS)} \\ \times \\ \text{全国の標準資産数}$$

ここで、標準資産数とは、固定資産税と人頭税の要素を併せ持つ地方税であるカウンスル税の計算における課税標準となる数値である⁴。また、標準支出カウンスル税額(CTSS)とは、「標準的なサービスをするのに必要な地方税額」ということになる。すなわち、理論的地方税収とは、日本の基準財政収入額の全国合計値、または、地方財政計画における歳入計画と類似する考え方である。AEF 内補助金(歳入援助交付金、非居住用資産レイト、AEF 内特定補助金)と標準支出カウンスル税額(CTSS)との関係を見ると、次のとおりとなる(図表 2-8)。

⁴ カウンスル税では、8つの価格帯に家屋を分類しているが、標準価格帯 D の家屋を 1 とした場合に、最高価格帯 H の家屋は、D の 2 世帯分の税金徴収となるように、また、最低価格帯 A の家屋は、D の 3 分の 2 世帯分の税金徴収となるように、それぞれの価格帯の家屋と D の家屋との関係が決められている。標準資産数とは、すべての家屋を、D の家屋に換算した数である。

図表 2－8 CTSS の算定の仕方

$$\text{標準支出カウンスル税額(CTSS)} = \frac{\{\text{合計標準支出額(TSS)} - \text{AEF 補助金}\}}{\text{全国標準資産数}}$$

この式から理解できることは、AEF 補助金を増減することによって、標準支出カウンスル税額を政府が決定できるということである。すなわち、AEF 補助金を増額すれば標準支出カウンスル税額は下がり、その逆に AEF 補助金を減額すれば、標準支出カウンスル税額が上がるということである。実際の自治体のカウンスル税額は、政府ではなく地方議会の審議の中で決定されるものであるから、このように、標準支出カウンスル税額が示されたといっても、地方議会はその額に決定する必要などない。しかし、以上の関係を、歳入援助交付金と地方税額決定から整理した以下の関係式を見ればわかるように、標準支出カウンスル税額(CTSS)は、各自治体の配分額を決定する重要な数値となる(図表 2－9)。

図表 2－9 歳入援助交付金(RSG)の各自治体配分方法

$$\text{歳入援助交付金(RSG)} = \frac{\text{標準支出査定額(SSA)} - \text{非居住用資産レイト(NNDR)}}{(\text{標準支出カウンスル税額(CTSS)} \times \text{標準資産数})}$$

この式では、CTSS が上がれば、配分される RSG は下がるというトレードオフの関係が成立している。ここから、自治体ごとに、標準的なサービスを行うのに必要な額として決定される SSA を超えて経常歳入会計支出予算を編成すると、RSG と NNDR および標準資産数は定数である限り、CTSS を超えた地方税額を予算に設定しなければならないということが理解できよう。

以上の計算式を、2002 年度の実際の数値によって示すと、以下のとおりである(図表 2－10)。

図表 2-10 TSS から標準支出カウンシル税額(CTSS)を求めるプロセス

2002 年度の実際のプロセス	[仮設例] AEF 補助金を 10 億ポンド増額	
	百万 £	百万 £
合計標準支出額(TSS)	60,591	60,591
—	—	—
AEF 外特定補助金	10,829	10,829
=	=	=
SSA 合計額(total SSA)	49,762	49,762
—	—	—
RSG+NNDR+AEF 内特定補助金	36,442	37,442
=	=	=
理論的地方税収額	13,320	12,320
÷	÷	÷
全国標準資産数	1,730 万戸	1,730 万戸
=	=	=
標準支出カウンシル税額(CTSS)	£769.16	£712.14

図表 2-10 からわかるように、政府が、CTSS の引き下げを考えて、AEF 補助金を 10 億ポンド増額すると、CTSS は 57 ポンドの引き下げになる。CTSS は、後にみるように、実課税額とは異なるものであるが、RSG の配分を通して、実課税額に連動する数値である。こうした政府間の財源移転によって、中央政府と地方政府との財政が密接な関係を持っていることが理解できよう。

次に、2003 年度に行われた経常歳入会計改革のうち、RSG 等の AEF 補助金をめぐる改革について、整理する。

4 各名称と補助金区分の変更

図表 2-9 で示したように、SSA とは、RSG を配分するときの根拠となる数値である。政府の見解でも、それ以上のものではないということが明らかになっているのだが、Standard Spending(標準支出)の Assessment(査定額)という言葉からは、政府が自治体のあるべき支出を決定するという意味合いを与えるという誤解を招きやすいものであった。同様に、CTSS(標準的なサービスを行う支出を賄うカウンシル税額)という言葉からは、政府が自治体のあるべき課税額を決めるということに解釈されてしまう可能性がある。いずれの用語も 2003 年度の制度改正を機に変更することとした。同時に、TSS(Total Standard Spending)についても改称している。まとめると、以下の図表 2-11 のとおりである。

図表 2-11 2003 年度の制度改正における用語の新旧対照表

旧	新
TSS(Total Standard Spending) 合計標準支出額	TAS(Total Assumed Spending) 合計想定支出額
SSA(Standard Spending Assessment) 標準支出査定額	FSS(Formula Spending Share) 公式算出支出配分額
CTSS(Council Tax for Standard Spending) 標準支出カウンスル税額	ANCT(Assumed National Council Tax) 政府想定カウンスル税額

なお、本稿におけるそれぞれの訳語については、TAS は「合計想定支出額」、FSS は「公式算出支出配分額」、ANCT は「政府想定カウンスル税額」とし、2002 年度以前の説明には旧用語を、2003 年度以降の説明については新用語を用いることとする。

ここで、公式算出(Formula)という言葉が使われているが、2001 年 12 月の白書によれば、図表 2-12 のように政府補助金について整理しているところであり、この整理から公式算出という言葉が充てたと考えられる。

図表 2-12 政府補助金の分類

分類名称	説明
一般補助金(General Grant) :	用途の特定のない補助金
公式算出補助金(Formula Grant) 特定自治体向け補助金(Targeted Grant)	非居住用資産レイト、歳入援助交付金、警察補助金 貧困度などについて一定の条件を満たした自治体に交付される補助金
用途制限付補助金(Ring-fenced Grant)	用途が特定されている補助金

(出所) DTLR(2001). White Paper. “Strong Local Leadership-Quality Public Services”

5 歳入援助交付金(RSG)改革

ブレア政権の今回の地方財政改革のうち、資本支出統制の改革と並ぶ改革の目玉が、RSG 改革である。

2003 年度に導入された歳入援助交付金改革の要点は、以下の 3 点に整理できる。

- ① CTSS の引き上げ
- ② SSA(FSS)の引き上げ
- ③ FSS における算定公式の改革

以下、順次説明しよう。

(1) CTSS の引き上げ

CTSS と実課税額、および SSA と実支出額との乖離に起因するものであった。すなわち、自治体の収入と需要に関する理論計算値が実績値と乖離しているために、RSG の配分が不公平になっているという認識に立っての改革である。まず、CTSS と実課税額との乖離について、その様子を見てみると、図表 2-13 に示すとおり、その乖離幅は年々大きくなる一方であった。

図表 2-13 CTSS と実課税額との差異の年次比較

単位：ポンド

	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度
CTSS①	591	635	665	696	731	769
実課税額②	688	748	798	847	901	976
②-①：③	97	113	133	151	170	207
対前年伸率	16.4%	17.8%	20.0%	21.7%	23.3%	26.9%

(出所)DETR, DTLR, ODPM "Local Government Financial Statistics England"(各年版)

CTSS と実課税額との伸び率をみても、1997 年度と 2002 年度を比較すれば、CTSS が 130.1%なのに対して、実課税額は 141.9%と大きく上回っているのがわかる。すなわち、CTSS が実課税額に対して、著しく低く設定されているということにほかならない。

それでは、CTSS の水準が実態と乖離して低いことは、どのような問題を引き起こすのであろうか。

その前に、CTSS と RSG の意義を確認しておこう。CTSS とは、歳入援助交付金(RSG) と非居住用資産レイト(NNDR)との関係でいえば、標準的なサービスを行うための支出(SSA)は、CTSS のとおりに地方税を課税・徴収していれば、配分される RSG と NNDR とで賄うことができるように設定されている理論値である。また、標準的なサービスとは、自治体ごとの条件が異なれば、その差異に対応して変動するものであるから、SSA も自治体の条件によって異なる。したがって、RSG とは、どのような条件におかれた自治体でも、標準的な地方税を課税していれば標準的なサービスが執行できるだけの一般財源を保障する交付金、すなわち、財政調整の機能を持つ交付金と位置づけられる。事例に基づいて説明しよう。

例に挙げる 2 つの自治体は、ほぼ人口が等しい大都市圏ディストリクトとする。したがって、人口数で配分される NNDR はほとんど差異がない。一方で、行政需要には大きな差異があり、標準的なサービスをするのに必要な額である SSA に差異が生じているとする。さらに、地方税課税の基本となる標準資産数にも差があるとしよう。このような条件のもとでは、RSG 配分額が大きく異なることで、どちらの自治体も標準的なサービスの執行が保障されることが、以下の事例によって理解できよう。すなわち、SSA が大きく(行政需要が大きく)、標準資産数が少ない(地方税収額が少ない)X 自治体は、SSA が小さく、標準資産数が多い Y 自治体に対して、1 人当たりの RSG が 1.6 倍も多く配分されていることで、標準的なサービスの執行が可能となるのである(図表 2-14)。

図表 2-14 RSG 配分による財政調整の様子

	X 自治体	Y 自治体	差異(Y-X)
人口(2000年)① (人)	196,839	204,829	7,970
標準資産数② (戸)	55,701	76,820	21,119
SSA(2002年度)	189.0 百万ポンド	172.9 百万ポンド	-16.3 百万ポンド
—	—	—	—
NNDR 収入額(£ 297.02/人×①)	58.5 百万ポンド	60.8 百万ポンド	2.4 百万ポンド
—	—	—	—
理論的地方税収額 (CTSS(£ 687.02)×②)	38.3 百万ポンド	52.8 百万ポンド	2.4 百万ポンド
=	=	=	=
RSG 配分額(総額)	92.3 百万ポンド	59.3 百万ポンド	14.5 百万ポンド
RSG 配分額(人口当)	£ 469	£ 289	£ 179

図表 2-15 実課税額の差によって RSG 配分を行うことの矛盾

	X 自治体	Y 自治体	差異(Y-X)
人口(2000年)①	196,839	204,829	7,970
標準資産数②	55,701	57,871	2,170
SSA(2002年度)	169.0 百万ポンド	172.9 百万ポンド	3.9 百万ポンド
—	—	—	—
NNDR 収入額(£ 297.02/人×①)	58.5 百万ポンド	60.8 百万ポンド	2.4 百万ポンド
—	—	—	—
課税額 X 自治体:£ 687.02 Y 自治体:£ 343.51 (課税額×②) =	=	=	=
RSG 配分額(総額)	72.3 百万ポンド	92.3 百万ポンド	-20.0 百万ポンド
RSG 配分額(人口当)	£ 367	£ 451	£ 84

それでは、CTSS という制度が存在せず、実課税額をもとにして RSG を配分すると仮定してみよう。次の例では、論点をわかりやすくするために、X 自治体と Y 自治体は、人口、SSA がほぼ同じ、すなわち、NNDR の収入額と財政需要がほぼ同じと仮定してみよう。この場合、図表 2-9 の計算では、地方税収額がほぼ同じであれば、RSG 配分額もほぼ同じである。ここで、Y 自治体の課税額が著しく低い額を課税し、X 自治体は、CTSS と同じ額のままで課税したとしよう(図表 2-15)。

図表 2-15 から、Y 自治体は課税額を引き下げた(あるいは課税努力を怠った)ために減収となる地方税収分、ここでは、X 自治体との差異分である 1,840 万ポンドにあたる額を、ほぼ、RSG の配分増で補てんしてしまうという結果になってしまう。

さて、次に、CTSS が実課税額よりも著しく低いと、RSG の財政調整機能を減殺してしまうことを指摘する。図表 5-15 の例では、実課税額として著しく低い額を Y 自治体が設定したと仮定したが、実課税額ではなく、CTSS が Y 自治体のレベルであったと仮定し

てみよう。CTSS とは、政府が標準的な課税額と考える水準であるから、この水準を低く設定してしまうことで、国の財源から自治体へ余剰に財源移転をすることになってしまう。

こうした議論は、1997年の労働党マニフェストにおいて指摘されていたことであった。同マニフェストでは、当時の地方財政制度にふれて、ウェストミンスター区を名指し、多額の交付金が流入する仕組みとなっているとしている。保守党が政権を握るウェストミンスター区では、課税額が全国自治体でも1, 2番目の低い水準であったのに、RSG配分では決して低くなかったという矛盾を言っているのである。この指摘は、CTSSが実課税額よりも低く設定されていることと、SSAの計算式に不公平があり保守党政権下の自治体に有利な計算になっていたという意味を持っていた。

まず、そこで、2003年度のANCTは、実課税額の水準に近づけるため、1,037ポンドと対前年比で140%近い引き上げが行われた。過去3年間の実課税額の伸び率である6.9%を2002年度の実課税額に976ポンドにかけると、1,043ポンドとほぼ2003年度CTSSの額に等しくなることから、実課税額に完全に合わせて財政調整機能の減殺を原理的になくそうとしたことがうかがえよう。

(2) SSA/FSSの改正と引き上げ

2003年度に行われた経常歳入会計改革は、SSAの見直しと水準の引き上げであった。先の1997年労働党マニフェストで指摘されているように、当時のSSAは、保守党政権下の自治体に有利な計算となっているのではないかという点と、その水準が実支出額と大きく乖離していることが問題点として指摘され、その改革を公約としていたのである。

それでは、理論計算値であるSSAと実際の支出額とは、どのように推移していたのだろうか。図表2-16に、2002年度のSSAと、実際の2002年度の支出額を掲げる。

図表2-16 SSAと実支出見込額との相違(2003年度) 単位：百万ポンド

費目	SSA①	NRE②	差異※
教育費	22,503	22,903	1.8%
社会福祉費	9,231	10,429	13.0%
警察費	3,233	3,871	19.7%
消防費	1,521	1,729	13.7%
道路維持費	1,955	1,882	-3.7%
環境・防災・文化費	8,961	11,394	27.2%
資本財政費	2,014	1,269	-37.0%
合計	49,418	53,477	8.2%

NRE：純経常歳入支出額(Net Revenue Expenditure)

※ $\{(\text{①}-\text{②})\div\text{①}\}\times 100$

(出所)CIPFA(2004) Councillors' Guide to Local Government Finance. P30. Table2.5

図表2-16からわかることは、第1に、費目ごとにSSAと実支出額との差異が異なることである。特に、最大項目である教育費において、その差異は1.8%とほとんど一致をみている。これは、政府の最重要政策に位置づけられている教育に十分な支出を行うように

という意向から、教育費 SSA で示された額を下回ることのないよう予算編成をすることが自治体に求められたことによる。SSA の位置づけは、後述するように、RSG の配分根拠とするものであるし、財政自主権の尊重を考えれば、SSA で示されたとおり予算編成をする必要など全くないわけであるが、教育費 SSA についてのみ、例外を設けたのである。第 2 に、SSA の合計額と純経常歳入支出額との差が 8.2% と大きいことに気づくが、この推移について、年度ごとに見ていると、差異の規模は、年々、拡大してきたことがわかる(図表 2-17)。

図表 2-17 SSA と純経常歳入支出額との差異の年次比較 単位：百万ポンド

	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度
SSA①	43,716	46,049	48,238	50,317	52,590	53,570
NRE②	45,430	47,855	50,730	52,658	55,839	57,634
SSA-NRE ③	1,714	1,806	2,492	2,341	3,249	4,064
差異※	3.9%	3.9%	5.8%	4.7%	6.2%	7.6%

※(③÷①)×100

(出所)DETR, DTLR, ODPM "Local Government Financial Statistics England" の各年版

図表 2-17 で示すように、SSA の水準は、RSG 配分に大きく影響を与えることになる。SSA が標準的なサービスをするのに必要な理論計算値である以上、その水準が著しく低く設定されていれば、RSG の配分額は、標準的なサービスをするのに不足する額となってしまう、財源保障機能を果たすことができなくなる。そこで、政府は、2003 年度の SSA⁵ の水準を引き上げたのである(図表 2-18)。

図表 2-18 2003 年度 FSS における引き上げの様子(2002 年度 SSA と 2003 年度 FSS との比較) 単位：百万ポンド

SSA/FSS ブロック	2002 SSA	2002 NRE	2003 SS(※1)	2003 修正 FSS(※2)	2003 年度 引上げ額	2003 年度 FSS(※3)
教育費	22,503	22,903	23,928	25,014	0	25,014
社会福祉費	9,231	10,429	10,023	10,071	1,100	11,171
警察費	3,233	3,871	3,995	3,583	569	4,152
消防費	1,521	1,729	1,583	1,583	195	1,778
道路維持費	1,951	1,882	2,005	1,994	-40	1,954
環境・防災・文化費	8,961	11,394	9,435	9,340	2,230	11,570
元利償還費	2,014	1,269	2,648	2,309	-40	2,269
合計	49,418	53,477	53,616	53,894	4,014	57,908

※1：この欄の「2003 年度 FSS」とは、2002 年包括的歳出見直しにおいて提示された FSS の額である。

※2：この欄の「2003 年度修正 FSS」とは、国から自治体への業務の委譲、および、自治体

⁵ 改革を表明した時点では、SSA であったので、2003 年度 SSA とした。実際に、改革後の制度による場合には、2003 年度 FSS である。

から国への業務の移管によって、FSS の数値を修正したのである。こうした委譲や移管は、2002 年度中に行われたものであるから、この欄の数値は、2002 年度 SSA に修正をした数値について、同じ考え方を用いて 2003 年度分を計算するとどうなるかとい仮定の数値であり、現実には存在しない。

※3：この欄の「2003 年度 FSS」とは、2002 年度の地方財政決定(Local Government Finance Settlement)の議論を受けて、政府が決定した数値である。

(出所)CIPFA(2004). Councillors' Guide to Local Government Finance. p30 Table 2.5 および p31.Table 2.6

図表 2-18 では、2002 年包括的歳出見直し(Spending Review 2002)において、すでに、純経常歳入会計支出(NRE)と、理論値の FSS とがほぼ近似させていることが理解できる。さらに、国と自治体との間の業務のやり取りを反映させた数値(図表 2-18 における 2003 年度修正 FSS)と実際に公表された 2003 年度 FSS を比較すると、約 40 億ポンドの引き上げを行っていることになる。実際に、この 40 億ポンドという数値は、2002 年度の SSA と実支出額(NRE)との差異にほぼ匹敵する数値であり、40 億ポンドの引き上げで、理論値(SSA)と実支出額との差異はほとんど埋め合わされたと言える。また、費目別にみると、ここでも教育費の引き上げのないことに気づくが、常に、教育費は、政府方針によって、実支出額との差異をなくすようにしてきていることが反映されていると言える。

図表 2-19 2003 年度 ANCT の計算過程

	百万 £
合計想定支出額(TAS)	69,586
—	—
AEF 外特定補助金	11,677
=	=
公式算出支出合計額(total FSS)	57,908
—	—
RSG+NNDR+AEF 内特定補助金	39,815
=	=
理論的地方税収額	18,094
÷	÷
全国標準資産数	1,744 万戸
=	=
政府想定カウンシル税額(ANCT)	£ 1,037.46

なお、図表 2-8 および 10 の CTSS の計算式によって、2003 年度の ANCT の数値を求めてみると、次のとおりである(図表 2-19)。

最後に、CTSS/ANCT と SSA/FSS の引き上げを整理してみる。

SSA/FSS の引き上げは、通常、RSG の増加、すなわち、政府支出の増加を伴うはずである。2003 年度の SSA/FSS の引き上げ額 40 億ポンドの財源手当はどのようになっているのだろうか。すなわち、RSG の総額は、 $RSG = FSS - NNDR - (ANCT \times \text{全国標準資産数})$ という式によって求められるから、FSS の増額に見合うように、ANCT を 769.16 ポンドから 1,037.46 ポンドに引き上げることによって相殺したのである⁶。

(3) FSS における算定公式の改革

FSS の前身である SSA の算定公式については、地方自治体の職員・議員でも、ごく一部の者にしか理解できないほどに複雑であるという批判を各所でされていた。1998 年白書や 2001 年白書においては、この問題を取り上げて、よりわかりやすい算定公式への改革を政府は提案しているところであった。また、算定公式に関しては、その複雑さだけでなく、毎年度、大きく算定式等の変更が行われることで、依存財源の予測可能性が低く、継続的な事業執行が求められるものについて予算編成が難しいという批判もあった。これについて、政府は、2003 年度に新たな制度を導入するまでの間、SSA の算定公式を 2 年間凍結するなど、予測可能性、ひいては、自治体の財源の安定性を考慮した対策を行った。

一方で、問題の算定公式の簡素化であるが、主に、補正係数算定の簡素化などで対処したと考えられる。

初等教育費⁷を例にとり、旧来の SSA の計算を見てみよう(図表 2-20)。

⁶ 政府は、当初、追加財源の投入なしに、すなわち、ここで述べているように、ANCT の引き上げのみで、NRE と SSA の乖離額 40 億ポンドを埋め合わせるとしていた。が、溝口の研究によると、実態は、次のとおりである〔溝口洋(2003 年)「イングランドの地方交付金制度の改革とその影響についての考察(上)」、地方財政 2003 年 3 月号、230 頁(注 10)〕

溝口は言う。

「実際には、歳入援助交付金も大きく増額されている。下の表は、副首相府の説明を表したものである。2002 年度 FSS という概念は、2003 年度に行われた「Uplift」を 2002 年度で行ったらどうなるかという数字である。この時点で、既に CTSS は 769 ポンドから 1,001 ポンドに上昇している。2002 年度 FSS と 2003 年度 FSS の違いは、通常の年度間の伸びである。この財源に、CTSS の更なる上昇：1,001 ポンド→1,037 と、歳入援助交付金の増額 3,278 百万ポンドが充てられているのである。事業用レイトの配分財源がなかったとして、実質 2,252 百万ポンドの増であり、かなり大きな増額である。以上を総合すると、FSS の引上げの財源(7,025 百万ポンド)は、約 68%が ANCT の引き上げによるもの、残り約 32%が交付金の増額によってまかなわれている、と言える。

単位：百万ポンド

	2002 年度修正 SSA	2002 年度 FSS	2003 年度 FSS
	50,833 →4,014 の Uplift→	54,897 →通常の伸び→	57,908
RSG	20,937	20,937	24,215
NNDR	16,626	16,626	15,600
ANCT(CTSS)税収	13,320	17,335	18,094
ANCT(CTSS)税額	£ 769	£ 1,001	£ 1,037

(引用ここまで)

⁷ SSA の算定においては、7つの上位ブロック〔教育費、社会福祉費、警察費、消防費、道路維持費、その他行政費、資本財政費〕に分かれ、さらに、教育費、社会福祉費、その他行政費、資本財政費は、下位ブロックに分かれている。教育費の下位ブロックは、初等教育費、中等教育費、16 歳後教育費、5 歳未満教育費、その他教育費の 5 つである。

図表 2-20 SSA における初等教育費の計算(測定単位 A についてのみ示す)

i	[測定単位] A : 5 歳~10 歳の児童数
ii	[標準固定費用] : £ 1, 424. 74
iii	[各種補正] : iii - 1 追加財政需要補正 ⁸ <ul style="list-style-type: none"> ● 単身世帯児童補正 ● 低所得者世帯児童補正 ● 少数民族児童補正
	iii - 2 密度補正
	iii - 3 無料給食補正
	iii - 4 地域別費用補正
iv	[調整係数] : 0. 970751
初等教育費 SSA =	
[(測定単位 A) × {(標準固定費用) × (各種補正)} + (測定単位 B) × {(標準固定費用) × (各種補正)}] × (調整係数)	

各種補正については、それぞれ、自治体の固有値が政府によって示され、当該の数値を用いて計算することになる。測定単位 A のみについて示すと以下のとおりである(図表 2-21)。

図表 2-21 SSA の算定例(初等教育費)

単位：ポンド

	定数	×	自治体の固有数値	=	左の積	計
標準固定費用	1,424.74	×		=		1,424.74
追加財政需要補正						339.38
単身世帯児童補正	173.14×2.4	×	26.17%	=	108.75	
低所得世帯児童補正	173.14×2.4	×	34.77%	=	144.48	
少数民族補正	173.14×1.0	×	49.76%	=	86.15	
密度補正						0.00
特別密度補正	79.12×2.0	×	0.00%	=	0.00	
普通密度補正	79.12×2.0	×	0.00%	=	0.00	
無料給食補正	158.14	×	54.99%	=	54.99	54.99
地域別費用補正	1,891.11	×	26.43%	=	480.79	480.79
小計 ①						2,299.90
自治体の児童数 ②						7,362
測定単位 A の歳出需要額①×②						16,931,845

(注)地域別費用補正(Area Cost Adjustment) : 人件費と家屋価格にかかる地域間格差を考慮するための補正係数。人件費については、地域ごとに上乘せ率が規定されており、さらに、費目ごとに人件費率が設定されている。教育費では 80%となっており、道路維持では 65%である。

(出所)London Borough Association(1995) SSAs MADE SIMPLE New Edition Incorporating the 1995/96 RSG Settlement

⁸ 説明の便宜上、「追加財政需要補正」と概括的な名称を用いたが、実際には、追加教育需要補正という名称を用いている。

次に FSS における初等教育費の算定方法を見てみよう。SSA と比較して、算定方式の簡素化が行われていることは明白であるが、特に、各種補正数値の求め方などが簡素化されている部分である。

FSS の基本的な算定公式は図表 5-22 のとおりであり、SSA と大きくは変化していない。が、簡素化に向けた変更点としては、SSA に見られた測定単位を分けることはしていないことと、各種補正が追加財政需要補正⁹のみに減少したことである¹⁰。

図表 2-22 FSS における初等教育費¹¹の計算

計算式：初等教育費 FSS＝

測定単位 × 標準固定費用 × 追加行政需要(追加財政需要固定費用×追加財政需要補正) × 地域別費用補正 × 調整率

追加財政需要補正

1. 所得保障受給者世帯補正
2. 就労家族税額補助受給者世帯補正
3. 母国語補正(母国語が非英語である世帯補正)

この計算式に基づいて、実際の FSS の計算例(イングランド内で最高値と最低値の自治体の例)を示す(図表 2-23)。

⁹説明の便宜上、「追加財政需要補正」と概括的な名称を用いたが、実際には、追加教育需要補正という名称を用いている。

¹⁰ 教育費の計算では、追加財政需要のみの補正だが、他の経費では、このほかに、人口密度補正がはいる場合もある。詳しくは、溝口洋(2003年)「イングランドの地方交付金制度の改革とその影響についての考察(下)」『地方財政 2003年4月号』261頁～276頁。計算方法だけでなく、ロンドン区のひとつバーネット区の計算例も全部掲げられている。

¹¹ FSS では、上位ブロックが、教育費、社会福祉費、警察費、消防費、道路維持費、環境・国土保全・文化費、資本財政費の7つと SSA と変更はない。教育費の下位ブロックは、初等教育費、中等教育費、5歳未満教育費、高コスト児童教育費、青年及びコミュニティ費、地方教育局機関費となっており、学校教育にかかる部分と日本の教育委員会にあたる地方教育局の経費を分けている点の変更点である。

図表 2-23 FSS の算定例(初等教育費)

単位：ポンド

	Tower Hamlets (イングランド 最高値)	Rutland (イングランド 最低値)
測定単位：児童数(5歳～10歳児)①	16,524	8,732
×	×	×
標準固定費用②	£ 2,100.58	£ 2,100.58
+	+	+
追加財政需要補正費③		
追加財政需要標準固定費用	£ 1,370	£ 1,370
×	×	×
追加財政需要補正率※	0.656310	0.000000
+	+	+
人口密度補正④	£ 175.0×0	£ 175.0×0
小計⑤ {(①×②)+③+④}	{(①×②)+③+④}	{(①×②)+③+④}
×	⑤×	⑤×
地域別費用補正	1.2681	1.0000
×	×	×
調整率	0.999999	0.999999
=	=	=
FSS 算定額	63,066,000,000	18,880,000,000

(注)※追加財政需要補正率の求め方は以下のとおりである。

	Tower Hamlets (イングランド 最高値)	Rutland (イングランド 最低値)
所得保障受給者世帯補正(0.77×自治体固有値)	0.77×58.05%	0.77×1.78%
+	+	+
就労家族税額補助受給者世帯補正(0.24×自治体固有値)	0.24×22.94%	0.24×23.66%
+	+	+
母国語補正(0.40×自治体固有値)	0.40×71.15%	0.40×0.00%
=	=	=
追加財政需要調整前数値 A	0.786641	0.07049
-	-	-
追加財政需要閾値調整※※	0.123611	0
=	=	=
追加財政需要補正率	0.656310	0.07049

(注)※追加財政需要閾値調整：追加財政需要調整前数値Aの値がイングランド内で低い方から 10

位以内までは、追加財政需要補正の必要なしとする考え方から、低い方から 10 位の自治体の A 値を閾値調整として A から控除する。2004 年度 FSS 算定では、ノース・ヨークシャー(North Yorkshire)の 0.123611 が用いられた。

(出所)Rita Hale(2004) Guide to the Formula Spending Shares for 2004-2005. CIPFA/ Rita Hale & Associates Ltd. P15 Table E3 および P21 Table E7

6 非居住用資産レイト(NNDR)

非居住用資産レイト(National Non-Domestic Rate. 以下「NNDR¹²」という)は、1990 年の地方財政改革において、導入された地方譲与税である。事業用ビルなどに課税されていた固定資産税の一種である同税を、地方税から、自治体が徴収していったん国の会計にプールし、人口割りで配分する地方譲与税にしたのである。これにより、一気に、自治体の自主財源比率は低下することになった。その後、自治体からは、自主財源に戻すよう強い要求が繰り返されているが、現在に至るまで、制度の根幹は変更していない。この節では、NDR の論点を整理し、2003 年度に導入されたビジネス開発特区(Business Improvement District. BID)と NNDR との関係を解説する。

(1) NNDR の仕組み

NNDR の特徴を整理すると、次のとおりである。

・【課税台帳の更新】

課税客体である非居住用資産は、5 年おきに評価が行われて課税台帳が作成される。居住用資産の評価が 10 年おきとされながらも、実施が見送られてきたのに対して、NDR の課税台帳は、1990 年 4 月の導入時から、これまで、1995 年 4 月、2000 年 4 月と更新されている。

なお、評価にあたるのは自治体ではなく、国の機関である評価事務所エージェンシー(the Valuation Office Agency)が一律に行っている。

・【課税額の決定方法】

NNDR の課税額決定は、課税客体の評価額に乗率(multiplier)を乗ずることによって求められる。乗率は、評価額 1 ポンドに対して何ペンスと公表される。すなわち、2003 年度の乗率は 44.4 ペンスだが、これは、評価額に 0.444 を乗ずることにほかならない。たとえば、評価額 10,300 ポンドのビルの課税額は $£ 10,300 \times 0.444 = £ 4,573.20$ となる。

なお、乗率を決定するのは、イングランドでは自治体行財政の担当大臣(the Secretary of State)である副首相であり、ウェールズでは、ウェールズ協議会(the National Assembly for Wales)である。

¹² 1990 年度の制度改正で、譲与税となったため、「National」の語を冠するようになった。だが、英国では、NDR のままで用いられることも多く、ほかにも、ビジネス・レイト(business rate)という用語も、いずれも公式文書の中で使われている。本稿では、1990 年以降については、NNDR を採用することにし、1990 年前については、NDR を採用することとする。

・【NNDR の配分】

NNDR の配分は、人口割りで行われる。自治体の種別(カウンティ、単一自治体など)ごとに人口 1 人当たり何ポンドと示された額(配分基準)に、当該自治体の人口を乗ずることで配分額が決定する。配分基準については、年度間で大きく変動する。これは、NNDR が RSG とともに、AEF 補助金のうちの一般補助金の太宗であり、RSF 配分額と NDR 配分額の合計額が自治体に対する政府からの一般財源補助と考えられているため、NDR 総額が大きく変動するためである。

政府は、NNDR 総額の決定について、RSG 総額と警察補助金総額(この 2 つと NNDR を合わせて公式算出補助金)とのバランスを勘案して決定する¹³。これまでの NNDR,RSG,警察補助金の総額の推移は以下の図表 2-24 のとおりである。

図表 2-24 NNDR, RSG, 警察補助金の推移 単位：百万ポンド

	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度
NNDR	12,027	12,524	13,612	15,400	15,137	16,626	15,611
RSG	18,649	19,480	19,875	19,437	21,093	19,889	24,215
警察補助金	3,243	3,375	3,505	3,627	3,798	3,808	4,079
合計	33,919	35,379	36,992	38,464	40,028	40,323	43,905

(出所)ODPM(2004)Local Government Financial Statistics England. Table2.4a

図表 2-24 からわかるように、RSG と NNDR とはオフセットの関係にあり、NDR の変動は RSG の逆の変動で相殺されているのである。

・【激変緩和措置】

NNDR が 1990 年に導入されたときに、1973 年以来行っていなかった評価替えが実施された。そのため、課税客体によっては、大幅な増税となるものも多く、一方で、減税になる資産もあり、実業界からは、不公平を訴える声が相次いでいた。そこで、1995 年の評価替えでは、激変緩和措置(Transitional Relief)を導入することとした。さらに、不動産価格の高騰が続く中で行われた 2000 年度の評価替えでは、1995 年度の同制度を変更した激変緩和措置が導入されており、現在の同制度は、2000 年度に導入された。

激変緩和措置の考え方は、前回の評価替えからの変動率を一気に反映させるのではなく、次回の評価替えまでの 5 年間をかけて反映させていくことを基本として、上昇率と下降率とともに一定限度(以下、「限度率」という)を設定するものである。さらに、物価変動率も勘案することになる。限度率は、不動産評価額の大小によって設定されており、次の表のとおりである。

¹³ RSG とセットで決定されているという仕組みから、政府には、2003 年度の地方財政制度改革において、RSG と NDR との統合を企図していたが、自治体側からの強い反対にあっている。NDR を自主財源に戻したい自治体としては、RSG と統合されてしまえば、その芽は摘まれてしまうことになるからである。

図表 2-25 激変緩和措置における限度率

年 度	2002 年度		2003 年度		2004 年度	
	上昇限度率	下降限度率	上昇限度率	下降限度率	上昇限度率	下降限度率
大規模資産	17.5%	5.0%	17.5%	7.5%	17.5%	15.0%
小規模資産	7.5%	10.0%	7.5%	12.5%	7.5%	25.0%

注) 大規模資産評価額とは、評価額が 12,000 ポンド以上(グレーター・ロンドンでは 18,000 ポンド以上)、小規模資産とは、それ以下の資産を指す

(出所)DTLR: A Guide to Business Rates in England(2001年12月)および DTLR:DTLR letter to local authority chief finance officer(2002年3月12日)

実際の激変緩和措置は、図表 2-25 に示された限度率に加えて、インフレーション率に変動する。次の図表 2-26 に、計算例を示す。

図表 2-26 激変緩和措置の計算例

〈大規模資産の激変緩和措置－上昇限度率による 2003 年度課税額の計算〉	
2002 年度課税額①	12,000.00 ポンド
2003 年度上昇限度率②(17.5%×①)	2,000.00 ポンド
小計③(①+②)	14,100.00 ポンド
インフレーション調整④(1.7%×③)	239.70 ポンド
2003 年度課税額(③+④)	14,339.70 ポンド
〈大規模資産の激変緩和措置－下降限度率による 2003 年度課税額〉	
2002 年度課税額①	12,000.00 ポンド
2003 年度下降限度率②(-7.5%×①)	-900.00 ポンド
小計③(①+②)	11,100.00 ポンド
インフレーション調整④(1.7%×③)	188.70 ポンド
2003 年度課税額(③+④)	11,288.70 ポンド

なお、2003 年地方自治法第 65 条(Section 65 Local Government Act 2003)では、次回の評価替え以降、激変緩和措置は、次の考え方のいずれかによって行われ、詳細は規則(regulation)で示すこととしている。

[2005 年以降の激変緩和措置の考え方]

- NNDR の課税額上昇に対する激変緩和にかかるコストは、下降に対する激変緩和により生み出される財源によって賄われることで、この制度について政府は追加で資金を要しないものとする
- NNDR の課税額上昇に対する激変緩和のコストに見合うように、NDR の乗率を設定するものとする
- 上記の 2 つの組み合わせ

(2) ビジネス開発特区(BID)と NNDR

サッチャー政権のときに、譲与税化された NNDR について、自治体の改革への要望は特に強く、一方で、産業界は、NNDR を自治体の自主財源とすることには疑念があった。と言うのも、自主財源だった頃、財政需要の増加に対して自治体は、有権者と結びつく居住用レイトは増税せず、選挙権のない企業の支払う NNDR のみの増税を行ったために、NNDR の増加率が居住用レイトよりも大幅に大きかったからである。

こうした旧政権の経緯から、1997 年のマニフェストでは、「産業界の確認することを条件に、NNDR を自治体の自主財源に戻す」と述べたのである。続く 1998 年の白書¹⁴では、NNDR を自主財源には戻さないことを明らかにして、次の方針を明らかにした。

- ・政府は、NNDR の現行制度—毎年度、政府が乗率を決めて、政府の NNDR 会計において収入と支出を行うこと
- ・中央政府の決める限度内で、自治体が NNDR に追加税率を上乗せすることを認めること。ただし、追加税率による税収は、企業やコミュニティと協議して、その用途を決めた優先施策に充当すること
- ・さらに、小規模企業に対する NNDR の減免措置が可能となるように、NNDR 制度を改めること

この 1998 年白書については、その後、3つの緑書が公刊されて、重要なテーマについて、広く国民に問うこととなったが、NNDR については、2000 年に、緑書「地方財政の近代化：緑書¹⁵」において、次のように提案が具体化されている。

- ・NNDR の追加税率を導入するためには、自治体が地域企業の代表者との間に、「パートナーシップ協定」を結んだ上でなければならないこと
- ・この「パートナーシップ協定」は、地域の NNDR 納税者の大半から指示を得る必要があること
- ・追加税率による税収は、NNDR 納税者が合意する事業に充用するものとし、合意が得られない場合には、当該税収は、国の会計にプールされるものであること。

この緑書に対する国民の反応は、2001 年白書にまとめられ、当該白書が、その後の地方自治体の行財政改革を決定づけるものとなった。2001 年白書¹⁶では、追加税率の導入については行わない旨を決定し、一方で、地域の企業からビジネス開発特区の導入へ賛同が得られた場合には、導入に向けた法整備を行うという政策を提示している。ここで、賛同とは、投票した企業の過半数によることを明示している。同白書で示し、2003 年地方自治法によって導入されたビジネス開発特区とは、以下のとおりである。

- ・地域コミュニティの便益向上のために必要な財源を、NNDR 納税者に課税することができる。ただし、当該納税者の過半数の同意を最初に得る必要があること。
- ・納税通知書発行団体のみが、BID 協定を結ぶことができるが、当該団体は、他の機関

¹⁴ DETR(1998). White Paper: Modern Local Government In Touch with the People

¹⁵ DTLR(2000). Green Paper: Modernising Local Government Finance: A Green Paper

¹⁶ DTLR(2001). White Paper: Strong Local Leadership – Quality Public Services

を関与させることは可能である。納税通知書発行団体間で、共同して BIDS を創設することも可能である。

- ・ BID にかかる課税額には限度はなく、また、非居住用資産の課税価値に基づいて計算する必要もない
- ・ BID 協定の期間は5年を超えることはなく、超える場合には、地域の産業界が投票によって賛同した場合に限ること

7 カウンシル税改革に関する検討

(1) カウンシル税の仕組み

カウンシル税とは、不評だったコミュニティ・チャージに代わって導入された地方税である。英国では、1990年に唯一の地方税であるレイトが廃止され、コミュニティ・チャージが導入されたものの、1993年には、カウンシル税が導入されている。いずれにしても、地方税は1種類であるが、カウンシル税は、固定資産税としての性格を持つレイトと、人頭税としての性格を持つコミュニティ・チャージの性質を備えた地方税であると言える。

カウンシル税の課税標準の半分が居住用家屋の価格であり、残る半分は2人の成人の居住を標準として課税する。したがって、独居の場合には、課税標準×50%(人にかかる分)×1/2と計算されることになる。そのほかのカウンシル税の特徴は、課税標準となるのが価格そのものではなく、各家屋は8つの「価格帯(band)」のうちのどれかに属することになり、それぞれの価格帯ごとに、標準価格帯の税率に対する乗率(ウェイト)が決まっている点である(図表2-27)。

図表2-27 カウンシル税の価格帯

価格帯	家屋評価額(イングランド)	家屋評価額(ウェールズ)	ウェイト
A	40,000ポンド未満	30,000ポンド未満	6
B	40,001～52,000	30,001～39,000	7
C	52,001～68,000	39,001～51,000	8
D	68,001～88,000	51,001～66,000	9
E	88,001～120,000	66,001～90,000	11
F	120,001～160,000	90,001～120,000	13
G	160,001～320,000	120,001～240,000	15
H	320,000超	240,000超	18

(出所)Local Government Finance Act 1992

ウェイトを用いて、どのようにカウンシル税を計算するかを簡単に説明しよう。

自治体では、カウンシル税の税額計算において、まず、標準価格帯Dに属する家屋に成人2人が居住しているという「標準ケース」の課税額を求める。その計算過程は、次のとおりである(図表2-28)。

図表 2-28 カウンシル税の計算過程

$\text{歳出予算額} - \text{RSG 配分額} - \text{NNDR 配分額} \pm \text{基金との繰入・繰出金} = \text{地方税所要額}$		
$\text{地方税所要額} \div$	標準資産換算数	$= \text{標準ケースにおける課税額}$

以上の計算において、「ウェート」は、まず、標準資産換算数の算定に用いられる。たとえば、イングランドにおいて評価額 330,000 ポンドの家屋は H 価格帯に属するから、ウェートの比を用いて、H 価格帯の当該家屋は、D 価格帯家屋の 2 棟分（18（H 価格帯のウェート）／9（標準価格帯 D のウェート）= 2）と算定する。こうして、全家屋について、D との比を乗じて、標準資産数に換算するのである。次に、ウェートは、実際の税額算定に用いる。すなわち、標準ケースの課税額が 1,050 ポンドと求められれば、H 価格帯の家屋に成人 2 人が居住する場合の課税額は、先のウェートの比を乗じて、2 倍の 2,100 ポンドとなる。

（2）カウンシル税改革に向けた動き

カウンシル税は、長く慣れ親しんだレイトを踏襲していることから、導入当初から自治体関係者に好評な地方税であった。したがって、論議を巻き起こすような改正点の提案はない。カウンシル税そのものに対する批判ではなかったが、自治体の歳出限度額を政府が制限してしまうキャッピング制度(*crude and universal capping*)は、1997 年の労働党マニフェストにおいて廃止が公約されていたが、廃止はするものの、カウンシル税の過度な増税に歯止めをかける権限を政府は留保しておくことを宣言していた。この留保権限に関しては、2001 年白書の中で、「カウンシル税の増加率が対前年比で 6.4%を上回る年が 3 年続くようであれば、持続可能な財政運営とは言えない」と、留保権限を行使する基準を示している。実際に、カウンシル税の増税率は近年大きくなってきていることから(図表 2-29)、政府として対応を示す必要があったのである。さらに、2001 年白書では、後述するように、包括的業績評価の導入を決定しており、その中で、当該評価において、業績良好と認められる自治体に対しては、カウンシル税増税に関する留保権限の行使を行わないとしている。

そのほか、2001 年白書において、カウンシル税改革について述べているのは次の点である。

【カウンシル税改革の方針】

- ・価格帯を増やすためには、これまで、法律の改正が必要であったが、これを政令の改正によってできるものとする
- ・カウンシル税対象の家屋の再評価は、定期的、たとえば、10 年おきに行うこと

この 2 点について、少し補足しておこう。第一の価格帯についてであるが、図表 2-29 をみるとわかるように、実際の評価額の開きに比べて、ウェートの開きが緩やかであるため、税としては逆進的であるということから、価格帯を、最も低い A の下と最も高い H の上に一つずつ新設すべきという意見があった。実際に、D と H では、評価額の開きでは 4 倍であるのに、ウェートでは 2 倍であり、A と D では、評価額では 2 分の 1 なのに、ウェ

ートでは3分の2である。こうした点を考慮して、価格帯の新設については、国会を通さずに内閣の考えでできるようにしてはどうかという提案である。また、NNDRが家屋評価額の再評価を5年おきに行っているのに対して、カウンシル税の対象家屋については、再評価を一切していないという不均衡を是正するために、NNDRと同様の5年おきなどの案も出たが、自治体および納税者からの反対が大きいため、例示として10年として再評価の提案をしている。白書では、必ずしも2007年までの評価替えについては明言していなかったが、同白書を受けて出された2003年地方自治法では、その77条において、新しい課税台帳はイングランドでは2007年4月1日までに編纂のこと(ウェールズでは2005年4月1日まで)、さらに、その次の課税台帳は、イングランドでは2017年(ウェールズでは2015年)と明記している。再評価への道を開いたことから、同法第79条では、再評価によるカウンシル税の激変緩和措置を講ずる権限を所管大臣に与えるとしている。不動産価格の騰貴から実価格と評価額との差が大きくなってきた現状に鑑みての措置であったと考えられる。

図表2-29 カウンシル税の推移(標準価格帯Dにおける課税額の平均値)

単位：ポンド

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
イングランド								
ロンドン区	561	593	628	668	713	764	819	969
大都市圏ディストリクト	511	551	590	621	650	684	722	780
単一自治体	510	524	565	602	639	680	742	827
地方圏	533	570	638	689	735	781	859	978
イングランド合計	530	564	613	656	697	741	804	908
ウェールズ	374	400	448	488	543	575	619	682

(出所)SIS Council Tax Demands & Precepts 1996-97~1999-2000 および Finance & General Statistics 2000-2001~2003-2004

8 地方政府の財務会計制度

自治体の会計制度には、内部管理に活用するための会計(管理会計)と外部の利害関係者に対する情報公開に活用するための会計(財務会計)とが存在する。英国の自治体会計については、基本事項を地方自治法(Local Government Act)または地方財政法(Local Government Finance Act)で定め、詳細事項を、公会計を専門とする会計士協会である「公会計勅許会計士協会(Chartered Institute for Public Finance Accountancy; CIPFA. 以下、「CIPFA」という)」が提示する実施基準(the Code of Practice)やガイダンスなどで規定していく。

まず、自治体に要求されている会計書類について、過去の法律等にさかのぼって整理する。

(1) 会計書類と提出

1982年地方自治法(Local Government Act 1982)で自治体は年次報告書(annual report)を刊行する義務があることが規定され、この規定に従って住民に公表すべき内容と公表の手続きについて、会計および監査規則(Accounts and Audit Regulations)で詳細が規定された。その規定によれば、自治体に公表の義務が課せられている会計書類は、次のとおりである。

【自治体に公表の義務のある会計書類および内容】

- ・前文説明書き
- ・会計方針
- ・各会計書類の責任の所在
- ・以下のうち、自治体の機能に応じた下記の勘定に関する書類
 1. 連結経常歳入勘定(consolidated revenue account)
 2. 住宅経常歳入勘定(housing revenue account)
 3. 資金収支ファンド(collection fund)
 4. 連結貸借対照表(consolidated balance sheet)
 5. 基金残高増減計算書(statement of total movements in reserves)
 6. キャッシュフロー計算書(cash flow statement)
 7. グループ勘定(group accounts)
 8. その他、自治体が法律によって会計を別建てにしなければならないとされているファンドに関する計算書類
- ・会計書類に関する説明書

こうした公開書類とともに、カウンスル税の納税通知書には、自治体のサービスごとのコストがどのようになっているか、そのコストからカウンスル税を導き出す計算過程を示す書類が添付されなければならないことになっている。

さらに、1999年地方自治法(Local Government Act 1999)では、その翌年度から導入されるベストバリューストに従って改正される会計の内容等が規定されている。

主任財務官(chief finance officer)は、上記の会計活動に関する書類を、年度末時点で作成し、署名をした上で、議会の全体会議または特定の委員会で承認を受けなければならない¹⁷。

2002年度の会計書類までは、その承認の期限は当該年度の9月30日ということになっているが、政府の方針で、承認の期限を、3年間かけて段階的に7月31日にすることが法律で規定されている。すなわち、2003年度末決算に関する書類は2004年8月31日までに、2004年度末決算に関する書類は2005年7月31日までに提出が義務付けられている。

¹⁷ 期限までに承認を受けることは必須であるが、期限内に外部監査を受けているかどうかは、問題ではない。

(2) 地方政府会計のフレームワーク

地方政府会計のフレームワークは、まず、法の要請を受けて、CIPFA が作成する書類に示されることになる。その最も基本となるのが、実施基準であり、2004 年現在では、「連合王国における地方自治体会計の実施基準 2003 年版(The Code of Practice on Local Authority Accounting in the United Kingdom 2003)」である。この実施基準は、政府の独立諮問機関である会計制度委員会(Accounting Standards Board)によって、これまでも、「望ましい計算書類のあり方(a Statement Of Recommended Practice. SORP)」として確認されてきているものであり、自治体の財務報告のフレームワークを示すものとなっている。さらに、こうした外部に向けた財務報告書類作成の基礎として、財務報告の内容に統一性を持たせるために「適正な会計慣行(proper practice)」を規定していくものとして、また、ベストバリューの考え方に基づいて会計書類の作成を行うための規定として、ベストバリュー会計実施基準(Best Value Accounting Code of Practice)が CIPFA によって定められている。このほかに、適正な会計慣行を規定していくものとしては、政府が示す規則(regulations)も含まれる。

以上まとめると、自治体会計の適正な会計慣行は、SORP として政府の独立諮問機関によって示されるが、その太宗を占めるのが、CIPFA の実施基準であり、補完するものとして、同じく CIPFA が示すベストバリュー会計実施基準と政府の示す各規則ということになる。なお、SORP は、毎年度、改訂される。

【引用文献】

- London Borough Association(1995) SSAs MADE SIMPLE New Edition
Incorporating the 1995/96 RSG Settlement
- HM Treasury(2003). Public Expenditure Statistical Analysis 2003
- ODPM(2003)Local Government Financial Statistics England No.14 2003
- Rita Hale(2004) Guide to the Formula Spending Shares for 2004-2005. CIPFA/ Rita Hale & Associates Ltd.
- CIPFA(2004)Finance & General Statistics 2003-2004
- DTLR(2001). White Paper. “Strong Local Leadership-Quality Public Services
- DTLR(2000). Green Paper: Modernising Local Government Finance: A Green Paper
- DTLR(2001). White Paper: Strong Local Leadership – Quality Public Services
- Local Government Finance Act 1992
- 溝口洋(2003 年)「イングランドの地方交付金制度の改革とその影響についての考察(上)」、
地方財政 2003 年 3 月号
- 溝口洋(2003 年)「イングランドの地方交付金制度の改革とその影響についての考察(下)」、
地方財政 2003 年 4 月号
- 財団法人自治体国際化協会(1998 年)「英国の地方財政の動向」